

下記の計画立案等作業試験 受検者 様

- 特級全職種 ●プレス型鍛造作業 ●機械検査作業
- シーケンス制御作業 ●1級量産形内燃機関組立て作業 ●建築配管作業
- プラント配管作業 ●1級型枠工事作業 ●1級ガラス工事作業
- 機械試験作業 ●油圧装置調整作業 ●農業機械整備作業
- 冷凍空気調和機器施工作業 ●1級厨房設備施工作業

愛知県職業能力開発協会 技能検定課

## 実技試験(計画立案等作業試験)における 電子式卓上計算機の機能制限について(通知)

実技試験(製作等作業試験)問題又は実技試験問題概要に、計画立案等作業試験の持参用具として指定されている電子式卓上計算機(以下、「電卓」という)については、文書等の記憶、メール等送受信の通信機能が付いた電卓(下記1)の使用は認められておりません。

また、一部の作業では、機能制限(下記2)がありますので、条件にあった電卓を必ずご持参ください。

なお、持参した電卓を学科試験で使用することはできません。

### 記

#### 1 使用が認められていない電卓の例(文書等記憶、メール等送受信の通信機能付電卓)

タブレットパソコン、電子辞書、携帯電話(スマートフォンを含む)、デジタル時計、ウェアラブル端末など

#### 2 使用する電卓に制限がある作業と制限の内容

(ア) 関数電卓不可

→ プレス型鍛造作業、量産形内燃機関組立て作業、機械試験作業、  
冷凍空気調和機器施工作業

(イ) 関数電卓可、ただしプログラム機能付は不可

→ 機械検査作業、シーケンス制御作業、油圧装置調整作業